

報告第 12 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 6 日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成 30 年 11 月 16 日専決

多可町長 吉 田 一 四

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	平成30年10月5日
事故発生場所	八千代地域局車庫内
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 83,160円 也
事故の概要	車庫内で上水用部材の搬出作業を行っていた際、天井にあった部材が誤って落下し、駐車中であった 氏所有の車に当たり、車両の上部側面が損傷した。